

2015年12月
東京電力株式会社

小売電気事業者各位

高圧 500kW 未満の検針日のご選択に関するお願い

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、小売全面自由化以降、高圧 500kW 未満の供給地点について、供給者変更のお申し込みを頂く際、「スイッチング支援システム」における「スイッチング開始受付画面」で、検針日のご選択（“繰上”・“分散”^(※)）が可能となっております。

(※) “繰上”とは、毎月「1日」を、“分散”とは、「検針区域に応じて定めた毎月一定の日」を指します。

弊社においても小売全面自由化以降も“繰上”の検針日をご選択頂くことを可能としておりますが、弊社は託送システムの負荷軽減等の観点から、“分散”の検針日を推奨させていただいております。

つきましては、供給者変更における検針日ご選択にあたっては、極力、“分散”の検針日をご選択頂けるようお願い申し上げます。

また、弊社託送システムの対応可能上限数に達した場合、“繰上”の検針日をご選択頂くことが出来なくなります。

そのため、“繰上”検針日をご選択できる対応可能残件数や“分散”検針日のみしかご選択頂けなくなる時期等については、都度、小売電気事業者さまにお知らせさせて頂く予定ですが、具体的なお知らせ方法等は、あらためてご案内いたします。

弊社といたしましては、引き続き、小売電気事業者さまと連携し、小売全面自由化が円滑に実施されるよう、対応してまいりたいと存じます。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具